



第1章 計画策定について



1 計画策定の背景と趣旨

国では、2006（平成 18）年に国連総会で「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が採択されたことを受け、2009（平成 21）年に障がい者制度改革推進本部を設置し、様々な障がいに関する国内の法律や制度の改革を進めてきました。

2011（平成 23）年に「障害者基本法」の一部改正、2012（平成 24）年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の施行、2013（平成 25）年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の施行、同年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定等、基本的な法整備を行い、2014（平成 26）年に「障害者権利条約」を批准し、条約の理念に基づいて障がい者施策をさらに推進することとなりました。

また、2016（平成 28）年には「障害者総合支援法」、「児童福祉法」の一部改正が行われ、障がいのある人が望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の充実や、高齢で障がいのある人の介護サービスの円滑な利用促進、障がいのある子どもの多様化するニーズへの支援の拡充、サービスの質の確保・向上のための環境整備等を行う趣旨が示されています。

さらに福祉分野全般に関わることとして、国では 2016（平成 28）年に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」と「受け手」という関係を超えて、地域の多様な主体が『我が事』として地域に参画し、世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで地域共生社会を実現していくことが掲げられました。また、障がい福祉分野でも、地域での就労の場づくりや、障がいのある人と高齢者が分け隔てなく利用できる「共生型サービス」の創設等、地域共生社会の実現に向けての動きが進むこととなります。

本市では、「第3次春日井市障がい者総合福祉計画」の計画期間終了にあたって、このような国の動向を注視しながら、2016（平成 28）年に実施した障がい者のくらしや社会参加に関するアンケート調査（以下、「アンケート調査」という。）で得た障がいのある人の現状や意向を踏まえ、取り組みを推進することが求められています。

以上のことから、障がいのある人を取り巻く様々な課題に対応し、長期的視点から総合的、効果的に障がい者施策を推進するため、「第4次春日井市障がい者総合福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 国の動向

(1) 障がい者施策に関わる主な関連法令の動向

近年、障がいのある人に関する法律や制度は大きく変化しています。この計画は、以下の法律、制度等を踏まえて策定しています。

■国の動き

年	国の主な法律・制度等	概要
2006 (H18)年	障害者権利条約の国連総会採択	障がい者の尊厳と権利を保障するための人権条約
	障害者自立支援法の施行	福祉サービス体系の再編
	障害者雇用促進法の一部改正	雇用対策の強化、助成の拡大など
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行	総合的なバリアフリー化の推進等の規定
2007 (H19)年	障害者基本法の一部改正	市町村障害者計画策定の義務化
	障害者権利条約への署名	障害者権利条約の締結に向けた法整備等の開始
2009 (H21)年	障害者雇用促進法の一部改正	障害者雇用の一層の促進、短時間労働に対応した雇用率制度の見直し等
	「障がい者制度改革推進本部」の設置	障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備のための集中的な改革
2010 (H22)年	障害者自立支援法、児童福祉法の一部改正	利用者負担の見直し、障がい者の範囲の見直し、相談支援の充実、障がい児支援の強化等
2011 (H23)年	障害者基本法の一部改正	目的規定や障がい者の定義の見直し等
2012 (H24)年	障害者虐待防止法の施行	障がい者の虐待の防止に係る国等の責務、早期発見の努力義務を規定
2013 (H25)年	障害者総合支援法の施行	障害者自立支援法を改称し、障害者基本法の一部改正を踏まえた基本理念、障がい者の範囲の拡大、障害支援区分の創設等
	障害者差別解消法の制定	障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止等
	障害者優先調達推進法の施行	公機関の物品やサービスの調達を、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進
2014 (H26)年	障害者権利条約批准	障害者権利条約の批准書を国際連合事務総長に寄託。2014(平成26)年2月19日より国内において効力を生じる
2015 (H27)年	難病医療法の施行	原因が分からず、効果的な治療法がない難病の医療費助成の対象を拡大
2016 (H28)年	障害者差別解消法の施行	障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止等
	障害者雇用促進法の改正	雇用の分野における、差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供の義務化等
	障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正	障がい者の望む地域生活の支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等

(2) 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正のポイント

国では、障害者総合支援法が施行後3年を経過したことから、障がい福祉サービスの在り方等について検討され、2016（平成28）年に改正が行われました（一部を除き2018（平成30）年4月施行）。また、あわせて児童福祉法も改正され、障がい児福祉計画の策定義務化、障がいのある子どもの多様な支援ニーズへの対応等が求められています。

■障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律

概要

1. 障がい者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する（自立生活援助）
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する（就労定着支援）
- (3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障がい福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障がい者が引き続き障がい福祉サービスに相当する介護サービスを利用する場合に、障がい者の所得の状況や障がいの程度等の事情を勘案し、当該介護サービスの利用者負担を障がい福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける

2. 障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する（居宅訪問型児童発達支援）
- (2) 保育所等の障がい児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障がい児を対象を拡大する
- (3) 医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- (4) 障がい児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障がい児の場合等に貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

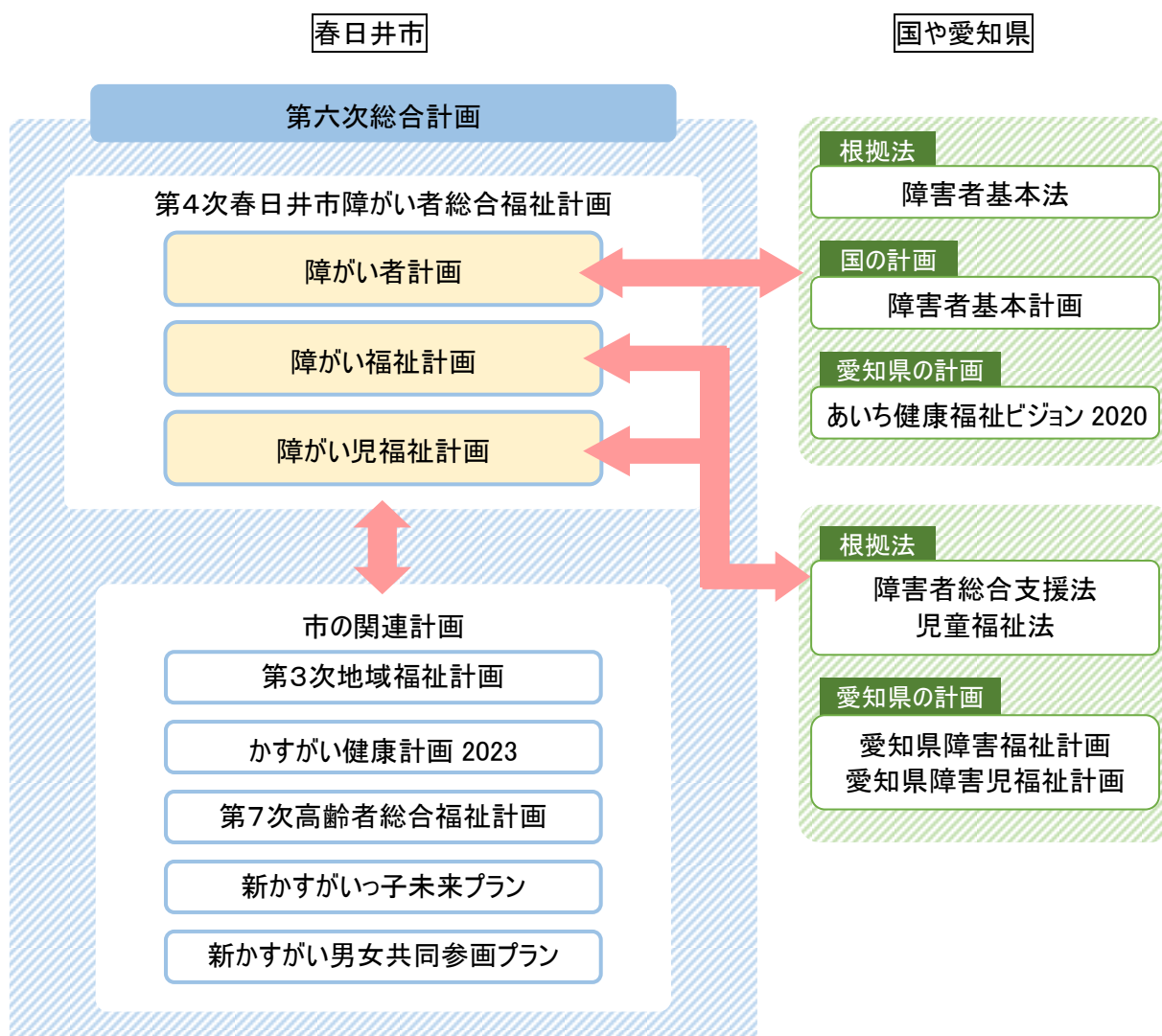
3 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に定める市町村障害者計画と、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に定める市町村障害福祉計画、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に定める市町村障害児福祉計画を一体的に策定するものです。

本市の「第六次春日井市総合計画」を上位計画とし、福祉分野の計画等、市の関連計画とも整合を図っています。

また、国の障害者基本計画及び愛知県の「あいち健康福祉ビジョン 2020」、「愛知県障害福祉計画」及び「愛知県障害児福祉計画」との整合を図っています。

■計画の関連イメージ



4 計画の対象

本計画は、市民、企業（事業所）、行政機関などすべての個人及び団体を対象とします。

また、「障がいのある人」、「障がいのある子ども」とは、「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、その他心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある人及び難病患者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人」とします。

5 計画の期間

本計画の期間は、2018（平成 30）年度を初年度とし、2020 年度までの3年間とします。

